

# 第1回富山県環境審議会富岩運河等ダイオキシン類対策小委員会 議事要旨

## 1. 日時

平成23年6月3日（金）14時～15時20分

## 2. 場所

富山県民会館704号室

## 3. 出席者

- ・委員：佐伯委員長、石塚委員、門島委員、金藤委員、竹内委員、中杉委員、松本委員
- ・事務局：堀生活環境文化部次長、堀口環境政策課長、大野港湾課長 他

## 4. 議事の概要

### (1) 委員長職務代理者の指名

佐伯委員長から委員長職務代理者として竹内委員が指名された。

### (2) 富岩運河等ダイオキシン類対策の経緯等について

(事務局) 資料説明

【資料1】富岩運河等ダイオキシン類対策の経緯及び今後の審議事項について

### (3) 富岩運河等におけるダイオキシン類の汚染状況について

(事務局) 資料説明

【資料2-1】富岩運河等におけるダイオキシン類の汚染原因等について（概要）

【資料2-2】富岩運河等におけるダイオキシン類堆積年代測定結果について（概要）

(委員)

資料2-1について、語句の修正と質問事項がある。

3ページ目の上から8行目にある「計算誤差」は「誤差」と表記すべきである。

表1の結果の分析対象はどの地点か。

(事務局)

「誤差」に修正する。

表1は、ダイオキシン類堆積年代測定を実施した富岩運河の地点を対象に重回帰分析した結果である。

(委員)

表2については、ダイオキシン類濃度の高い代表地点で重回帰分析が妥当であったこと（表1）を受け、他の地点にも適用して積算した結果という考え方でよいか。

そうであれば、他の地点の残差や決定係数はどうだったか。

(事務局)

表2については委員お考えのとおりである。

残差については、参考資料3の31ページのとおり、ほとんどの地点が0.1以下であった。また、決定係数は、濃度の低い一部の地点を除き、ほとんどの地点が0.9以上であった。  
(委員)

ダイオキシン類堆積年代測定を実施した地点より上流の水域に調査地点を設定しなかった理由は何か。

(事務局)

ダイオキシン類堆積年代測定を実施した地点よりも上流の水域は、浚渫により堆積層が攪乱されているため、不相当と考えたものである。

#### (4) 富岩運河等における対策工法の検討状況について

(事務局) 資料説明

##### 【資料3】富岩運河等における対策工法の検討状況について

(委員)

事務局からの説明に追加して、富岩運河等ダイオキシン類対策検討委員会での検討結果について補足説明させていただく。浚渫・除去工法は確実に環境汚染をなくすることができるが、浚渫した汚染底質の保管用地の確保や保管方法の課題があることから、覆砂工法の検討を行った。中島閘門上流部については、3年間の試験施工の結果、一定の効果があつたことから覆砂工法を妥当としたものである。ただし、覆砂の機能が維持されるよう適正に管理するとともに、万が一覆砂材が流出した場合には修復することを前提としたものである。

なお、中島閘門下流部の対策工法については検討中である。

(委員)

覆砂工事後の維持管理で懸念されるものとして水草の管理があろう。覆砂の安定性に影響はないのか。

(事務局)

中島閘門上流部では平成19年度から覆砂工法の試験施工を実施しているが、これまで3年間の結果として、覆砂の形状は維持されているとともに、覆砂材中のダイオキシン類濃度は非常に低くダイオキシン類の混ざり込みはほとんどないことから、問題ないと考えている。

水草の繁茂状況を調査したところ、根の張り方は浅いことがわかった。また、覆砂工事後の維持管理方法としては、水草を抜くのではなく茎の部分で刈り取る方法を採用するというので、富岩運河等ダイオキシン類対策検討委員会において取りまとめたいただいた。

(委員)

漁業者にとって懸念されるのは風評被害である。富山湾にはシロエビやホタルイカなど豊富な水産資源がある。潮汐により海水は淡水の下を中島閘門くらいまで移動していると思われることから、対策の実施に当たっては県内漁業に影響がないよう配慮して欲しい。

(委員)

中島閘門下流部の対策工法の決定はいつ頃か。

(事務局)

中島閘門下流部では平成21年度から覆砂工法の試験施工を実施している。中島閘門下流部は波浪の影響があることから、今年度、中島閘門直下流で、再度、覆砂の試験施工を行うなど、覆砂材の材質や厚さを慎重に検討していくこととしており、現段階で決定時期は未定である。

(委員)

富岩運河等の底質中にあるダイオキシン類の主な異性体は、他の異性体と比較すると、分子が大きいことから、魚類中に比較的入りにくく、蓄積しにくい性質を有していることを参考までに申しあげる。

(委員)

中島閘門上流部で浚渫する汚染底質量はどの程度か。また、浚渫した汚染底質はどのように処理するのか。

(事務局)

浚渫する汚染底質量は約1万 $\text{m}^3$ と推定している。また、3,000pg-TEQ/gを超過しているものについては、「港湾における底質ダイオキシン類対策技術指針」において原則無害化処理することとされており、その量はおよそ2,000 $\text{m}^3$ と推定している。3,000pg-TEQ/gを超過している汚染底質については同指針に基づき無害化施設で処理することを考えている。

(5) その他

(事務局) 資料説明

【資料4】今後のスケジュールについて

以上